ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　1から12の3までにより算定した単位数の1000分の41に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の50に相当する単位数）

ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　1から12の3までにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の28に相当する単位数）

ニ・ホ　（略）

14　福祉・介護職員処遇改善特別加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（生活訓練）事業所が、利用者に対し、指定自立訓練（生活訓練）等又は基準該当自立訓練（生活訓練）を行った場合に、1から12の3までにより算定した単位数の1000分の8に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の9に相当する単位数）を所定単位数に加算する。ただし、13の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。

第12　就労移行支援

1　就労移行支援サービス費（1日につき）

イ　就労移行支援サービス費(Ⅰ)

(1)　利用定員が20人以下

(一)	就労定着者の割合が100分の50以上の場合	1,089単位
(二)	就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合	935単位
(三)	就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合	807単位
(四)	就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合	686単位
(五)	就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合	564単位
(六)	就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。）	524単位
(七)	就労定着者の割合が零の場合	500単位

(2)　利用定員が21人以上40人以下

(一)	就労定着者の割合が100分の50以上の場合	999単位
(二)	就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合	841単位
(三)	就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合	714単位
(四)	就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合	627単位
(五)	就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合	513単位
(六)	就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。）	464単位
(七)	就労定着者の割合が零の場合	442単位

(3)　利用定員が41人以上60人以下

(一)	就労定着者の割合が100分の50以上の場合	968単位
(二)	就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合	817単位
(三)	就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合	682単位
(四)	就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合	592単位
(五)	就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合	504単位
(六)	就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。）	443単位
(七)	就労定着者の割合が零の場合	422単位

ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　1から12までにより算定した単位数の1000分の41に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の50に相当する単位数）

ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　1から12までにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の28に相当する単位数）

ニ・ホ　（略）

14　福祉・介護職員処遇改善特別加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（生活訓練）事業所が、利用者に対し、指定自立訓練（生活訓練）等又は基準該当自立訓練（生活訓練）を行った場合に、1から12までにより算定した単位数の1000分の8に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の9に相当する単位数）を所定単位数に加算する。ただし、13の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。

第12　就労移行支援

1　就労移行支援サービス費（1日につき）

イ　就労移行支援サービス費(Ⅰ)

(1)　利用定員が20人以下　804単位

(新設)
(新設)
(新設)
(新設)
(新設)
(新設)
(新設)

(2)　利用定員が21人以上40人以下　711単位

(新設)
(新設)
(新設)
(新設)
(新設)
(新設)
(新設)

(3)　利用定員が41人以上60人以下　679単位

(新設)
(新設)
(新設)
(新設)
(新設)
(新設)
(新設)